

5. 教育・保育給付認定申請及び認可保育施設利用申込み

教育・保育給付認定及び認可保育施設利用申込みは、入園希望月の申込み期間中に、下記のいずれかの方法で手続きをしてください。申込み締切日までに申込み書類の提出がない場合や、提出書類の不足や記入漏れなど書類に不備がある場合は、利用調整の対象とならないことや、利用調整において不利になることがあります。

【窓口での申込み】

<受付窓口>

窓口	場所	電話
こども施設入園課 入園グループ	第1庁舎2階 市川市八幡1-1-1	047-334-1111(代表) 047-711-1785(直通)
子育てナビ行徳	行徳支所2階 市川市末広1-1-31	047-359-1391(直通)

<受付時間> 8:45～17:15（土日祝・年末年始を除く）

※受付の際は、書類確認に時間がかかりますので余裕をもってご来庁ください。

※12:00～13:00の受付については、お待ちいただく場合もございますので、ご了承ください。

※申込書類はご記入のうえお越しくください。不明箇所は窓口で確認のうえご記入いただいてもかまいません。

※4月の利用申込みは他の月に比べて多いため、窓口が混雑します。特に申込み開始日と締切日間際はかなりの混雑が予想されます。窓口でお申込みされる場合はできるだけ混雑時期を避けていただくとともに、時間に余裕をもってご来庁ください。また、郵送(簡易書留)での申込みもご利用ください。(締切日必着です)

●お子さんの同伴について

窓口でのお申込みの際、お子さんを同伴していただく必要はありません。

ただし病気や障がいがあるお子さんや発達について心配なことがあるお子さんは、看護師との面談のためお子さんと一緒にご来庁いただく必要がありますので、利用申込みの前にこども施設入園課にご連絡ください。(P15 参照)

【郵送での申込み】

<送付先>

〒272-8501
市川市八幡1-1-1
市川市 こども施設入園課 入園グループ 入園申込み受付担当

<送付時期>

入園希望月の申込み期間中に到着するように発送してください。

申込み締切日までに申込み書類が到着しない場合は、利用調整の対象となりません。

<送付方法>

- 必要書類の受け渡しを確実にを行うため、申込み書類は必ず簡易書留をご利用ください。
 ※簡易書留を利用しないご郵送の場合、利用調整の対象とならない場合があります。
 ※書類を紛失した場合や郵送事故など、不着についての責任は負いかねます。
 ※郵送料金に不足が無いようご注意ください。料金不足の書類は受け取ることができません。
- 申込み後に、不足書類の提出や、不備のあった書類の再提出をする場合は、普通郵便でも受け付けます。
 ※不足書類を郵送でご提出の場合、次の項目を提出書類にご記入ください。
 - ①お子さんのお名前
 - ②お子さんの生年月日
 - ③第1希望の保育施設名

<注意事項>

- 市川市民の方が市川市外の認可保育施設の利用を希望する場合は、提出された書類の確認(希望市区町村への問合せ)と保護者への伝達、不足書類の再提出等を円滑に行えるよう、可能な限り窓口でお申込みいただくようお願いいたします。(転出予定の方を除く)
- 市川市外にお住まいの方で、市川市内の認可保育所等の利用を希望する場合は、お住まいの市区町村で利用申込みをしてください。(P19 参照) (転入予定の方を除く)

【申込みに必要な書類】

- 認可保育施設利用申込みの際は、以下の①～⑤を確認し、必要な書類をご用意ください。
- 申込みを受け付けた時点で、3ヶ月以内に証明された書類が有効となります。
- 提出書類は、コピー可と表記のあるものを除き、すべて原本をご提出ください。
- 提出された書類の返却はできません。また、写し(コピー)の提供等も原則行っておりません。

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ① 教育・保育給付認定申請書 (市指定の用紙) | 《対象者》 ◆すべての申込み児童 |
| ② 保育所等利用申込書 (市指定の用紙) | 《対象者》 ◆すべての申込み児童 |

※①・②はお子さん1人につき1部必要です。

※記入にあたっては、「記入上の注意」をご参照ください。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| ③ 保育の必要性を確認する書類 | 《対象者》 ◆父 ◆母 ◆同居の内縁の夫・妻 |
|-----------------|------------------------|

申込時の状況	必要書類	父	母
就労(復職予定の場合を含む)	就労証明書 (市または国指定の用紙) ※雇用主又は事業主が記入 雇用契約期間に定めがある場合、契約更新毎に提出が必要となります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就労日数・就労時間が変則の方	直近1ヶ月分のシフト表 (1ヶ月間の就労日・就労時間等の実績がわかるもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自営業の方	開業後1年以上の場合 : 確定申告書 第1表・第2表のコピー 開業後1年未満の場合 : 開業届のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

求職活動	不要 入園後2ヶ月以内に就労を開始し、「就労証明書」の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就労内定	就労証明書（市または国指定の用紙） ・雇用（予定）期間が予定のもの ・雇用（予定）日が記入されている就労証明書の場合で、申込み月の翌月までに入園内定とならず就労開始できない場合、申込み月の翌々月の申込み期間内に就労証明書等の再提出が必要です（就労内定の状況が続く場合は、2ヶ月毎に提出が必要となります）。期間内に提出がない場合、入園要件を「就労内定」から「就労予定」に切り替え、基準指数を変更します。 （例）9月15日採用予定で、9月利用申込みの場合、9～10月の利用調整は「就労内定」ですが、11月の申込み期間内に就労証明書の提出がない場合、11月利用調整より「就労予定」となります。 ・保育施設入園後に就労開始する旨の就労証明書の場合、再提出の必要はありません。 ・就労開始した場合は、就労開始後に証明した「就労証明書」の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学	在学証明書・時間割表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
妊娠・出産	母子手帳のコピー（表紙及び分娩予定日のページ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
保護者の疾病・障がい	診断書（市指定の用紙）又は障害者手帳のコピー 診断書は医師による証明が必要です（整骨院等は不可）。 診断書の内容によっては、保育の必要性を確認する書類として認められない場合があります。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護・看護	介護・看護・付添状況申告書（市指定の用紙） 被介護者の診断書（市指定の用紙）又は障害者手帳のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害復旧	罹災証明書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
虐待やDVのおそれ	関係機関からの証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

④ 母子手帳のコピー（最新の健康診査のページ）

《対象者》 ◆すべての申込み児童

お子さんの健康状態を確認するため、最新の健康診査の受診結果が記録された母子手帳のページのコピーをご提出ください。

※健診未受診の場合は、その理由及び受診予定を「申告書」（様式不問）にご記入の上提出いただき、受診後お早めに健診結果のコピーをご提出ください。

※1歳6か月健診の受診結果のコピーを提出する際に、「1歳6か月児健康診査記録票」がある場合は、そのコピーもあわせてご提出ください。

※利用申込み後に受診した健診で指摘事項があった場合には、その受診結果が記録された母子手帳のページのコピーをご提出ください。

⑤ その他状況に応じて提出していただく書類

《対象者》 ◆世帯の状況に応じて該当する方のみ

<保護者の就労状況>

申込時の状況	提出書類	
育児休業・産後休暇から復職予定の方	育児休業（産後休暇）からの復職に関する申告書（市指定の用紙）	<input type="checkbox"/>

市内の認可保育施設に保育士・保育教諭として産後休暇・育児休業から復職する方、就労内定の方(いずれも勤務時間が休憩を除き週35時間以上の方)	保育士:保育士証のコピー 保育教諭:保育士証及び幼稚園教諭免許状のコピー 保育士就労に関する同意書(市指定の用紙)	<input type="checkbox"/>
市外の認可保育施設又は市内外の認可外保育施設に保育士・保育教諭として産後休暇・育児休業から復職する方(いずれも勤務時間が休憩を除き週35時間以上の方)	保育士:保育士証のコピー 保育教諭:保育士証及び幼稚園教諭免許状のコピー	<input type="checkbox"/>

<世帯の状況>

申込時の状況	提出書類	
65歳未満の祖父母と同居している場合(住民票上別世帯でも同一住所又は同一建物・マンション等に住んでいる場合は同居とみなします。)	同居祖父母の就労証明書等、保育の必要性を確認する書類(P9~10の書類) ※提出がない場合、利用調整において不利になります。(P25参照)	<input type="checkbox"/>
生活保護世帯	生活保護受給証明書	<input type="checkbox"/>
ひとり親世帯、両親不存在(注1)	世帯状況申立書(市指定の用紙) 戸籍全部事項証明(離婚の場合は離婚後のもの、離婚成立日と親権者が記載されているもの)(コピー可)	<input type="checkbox"/>
ひとり親世帯(予定)(注1)	世帯状況申立書(市指定の用紙) 離婚調停のわかるもの(裁判所からの呼出し状等、コピー可) ※DVのおそれがある場合はこども施設入園課にご相談ください。	<input type="checkbox"/>
保護者やお子さん、同居家族で外国籍の方	特別永住者証明書又は在留カードのコピー(表裏) 資格外活動許可証のコピー ※在留資格を確認できる書類・資格外活動許可証がない場合、申込みを受付することができません。	<input type="checkbox"/>
令和6年8月までの利用申込みにおいて、令和5年1月1日に市川市に保護者の住民票がなかった場合	市川市に住民票がなかった保護者の所得を確認する書類 ※提出がない場合、利用調整において不利になる場合があります。(P26参照)	
市外(国内)から転入した方、市外(国内)在住の方	令和5年度の住民税課税(非課税)証明書(コピー可) ※住民税課税(非課税)証明書は、令和5年1月1日に住民票のあった市区町村で発行されます。 ※現在市川市に住民票があり、マイナンバーによる番号連携により住民票のあった市区町村への情報照会を行うことについて同意される場合は、提出不要です。	<input type="checkbox"/>
海外から転入した方、海外在住の方	令和4(2022)年1月~令和4(2022)年12月の所得を確認するための書類	<input type="checkbox"/>
令和6年9月以降の利用申込みにおいて、令和6年1月1日に市川市に保護者の住民票がなかった場合	市川市に住民票がなかった保護者の所得を確認する書類 ※提出がない場合、利用調整において不利になる場合があります。(P26参照)	
市外(国内)から転入した方、市外(国内)在住の方	令和6年度の住民税課税(非課税)証明書(コピー可) ※住民税課税(非課税)証明書は、令和6年1月1日に住民票のあった市区町村で発行されます。 ※現在市川市に住民票があり、マイナンバーによる番号連携により住民票のあった市区町村への情報照会を行うことについて同意される場合は、提出不要です。	<input type="checkbox"/>
海外から転入した方、海外在住の方	令和5(2023)年1月~令和5(2023)年12月の所得を確認するための書類	<input type="checkbox"/>

<p>お子さん又は同居親族が障がいをお持ちの場合</p>	<p>身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかのコピー ※保育料の支援制度があります(P32 参照) ※申込児童が上記手帳を有する場合は、利用調整において加点があります。 ※申込児童の兄弟姉妹が上記手帳を有する場合は、利用調整指数が同一の際に優先になることがあります。(P25～26 参照)</p>	<input type="checkbox"/>
<p>妊娠・出産以外の事由での利用申込みで、出産予定がある場合</p>	<p>出産にあたっての就労状況申告書（市指定の用紙） 母子手帳のコピー(表紙及び分娩予定日のページ)</p>	<input type="checkbox"/>

(注1) 配偶者、元配偶者又は内縁の夫・妻が同居の場合(住民票上別世帯でも同住所に住んでいる場合や、別居でも住民票が同住所の場合を含む)は、ひとり親と認定することはできません。

<お子さんの状況>

申込時の状況	提出書類	
<p>補助金対象の認可外保育施設(簡易保育園)を利用している場合</p>	<p>通園証明書（市指定の用紙） ※市川市で簡易保育園の補助金を受けている場合は、提出不要です。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>補助金対象施設以外の認可外保育施設(注2)、事業所内保育施設(注3)、居宅訪問型保育施設(注2)を利用している場合</p>	<p>認可外保育施設等利用証明書（市指定の用紙）</p>	<input type="checkbox"/>
<p>お子さんが心臓、腎臓、肝臓にかかわる疾病(治療中、経過観察中)をお持ちの場合</p>	<p>腎臓指導表・心臓指導表（市指定の用紙、3歳以上） 保育園入園診断書（市指定の用紙、3歳未満） ※入園希望月の締切日までにご提出がないと、利用調整にかけられない場合があります。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>お子さんに医療的ケアが必要な場合(注4)</p>	<p>問診表(市指定の用紙) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害児通所受給者証、発達センター等の在籍証明書のいずれかのコピー(お持ちの方のみ)(P15 参照)</p>	<input type="checkbox"/>
<p>お子さんに障がいや発達に心配がある場合(注4)</p>		

(注2) 都道府県知事に届出をしている施設が対象となります。

(注3) 都道府県知事に届出をしている施設、会社の就業規則や約款に定めがある施設が対象となります。

(注4) お子さんの病気や障がい、必要な支援や配慮により、保育園入園診断書(市指定の用紙)や関係機関の意見書等の提出をお願いすることがあります。詳しくはこども施設入園課にご相談ください。

<兄弟の状況>

申込時の状況	提出書類	
<p>兄弟姉妹が幼稚園(特別支援学校幼稚部を含む)、福祉型児童発達支援センター、難聴幼児通園施設、医療型児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設通所部、児童デイサービス、認可外保育施設を利用しており、保育施設への入園を希望しない場合</p>	<p>在園を証明する書類 利用している施設から証明書を発行してもらうようお願いいたします。 ※施設の利用に関し、市川市で教育・保育給付認定又は簡易保育園の補助金を受けている場合は、提出不要です。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>兄弟姉妹が幼稚園に入園予定であり、保育施設への入園を希望しない場合</p>	<p>入園許可証等、入園することが確認できるもの</p>	<input type="checkbox"/>

<転入予定での申込み>

申込時の状況	提出書類	
市川市外在住の方	転入に関する誓約書(市指定の用紙)	<input type="checkbox"/>

<<書類の入手方法>>

●利用申込みに必要な書類(市指定)は、次の場所で配布しています。

★印の窓口では、P9①・②及び就労証明書のみ配布です。また、ご相談や申込みはできません。

★第1庁舎こども施設入園課 ☆子育てナビ行徳(行徳支所) ※P8<受付窓口>をご参照ください。

★大柏出張所 南大野2-3-19

★市川駅行政サービスセンター 市川南1-1-1 (ザ タワーズ イースト3階)

★南行徳市民センター 南行徳 1-21-1

●利用申込みに必要な書類(市指定の用紙)は、市公式 Web サイト「申請書ダウンロードサービス」ページからダウンロードすることもできます。(表紙の裏面参照)

【個人番号(マイナンバー)の確認について】

マイナンバー制度に基づき、教育・保育給付認定に関する申請書類にマイナンバーを記載していただく必要があります。

本人確認として、マイナンバー確認資料と身元(実存)確認資料をご用意ください。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードのみで、マイナンバー確認と身元(実存)確認が行えます。郵送で申込みをされる場合は、コピーを添付してください。

<申請者本人が申請する場合に必要な書類>

1. マイナンバー確認書類 【対象者:申込み児童・保護者】 以下のいずれか1点をご用意ください。	
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード(表面及び裏面) <input type="checkbox"/> 住民票の写し(マイナンバーの記載されたもの) <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載されたもの) <input type="checkbox"/> マイナンバー通知カード(※氏名、住所等が変更になっていないもの)	
2. 身元(実在)確認書類 【対象者:申込みに来た保護者】 以下の(1)もしくは(2)をご用意ください。	
(1) 顔写真付身分証明書 (右欄の書類から1点)	<input type="checkbox"/> 運転免許証(住所等変更されている場合は、表面及び裏面) <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付きのものに限る) <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 等
(2) 身分証明書 (右欄の書類から2点)	<input type="checkbox"/> 公的医療保険の被保険者証(表面及び裏面) <input type="checkbox"/> 国民年金手帳(表面及び裏面) <input type="checkbox"/> 国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 等

※確認書類を提出することが困難な場合や、代理人が申込みをされる場合は、こども施設入園課までご相談ください。